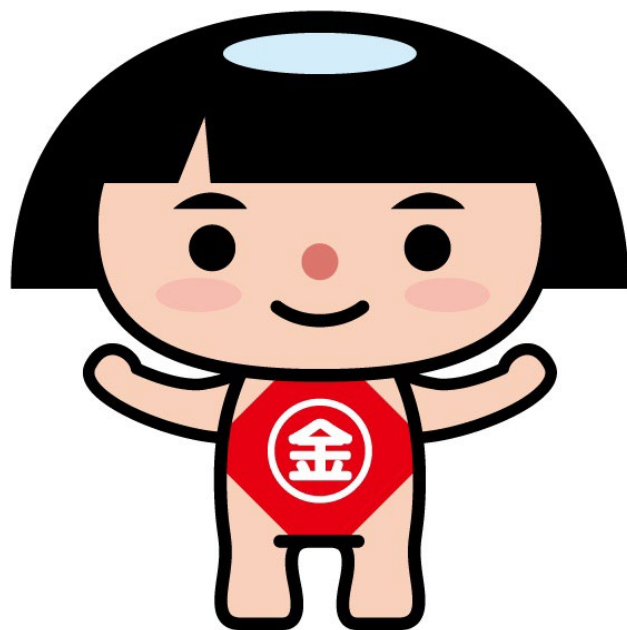
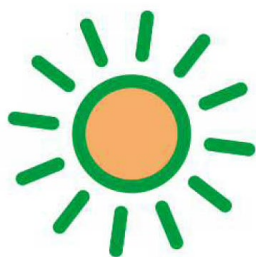




神奈川県

電気供給業に係る 法人事業税の概要



神奈川県 PR キャラクター かながわキンタロウ

平成 28 年 11 月

平成 29 年 7 月改訂

令和 4 年 1 月改訂

令和 7 年 9 月改訂

<目次>

1. 電気供給業を行う法人に係る法人事業税の概要	…1
2. 課税標準額の計算方法	…3
3. 電気供給業以外の事業を併せて行う場合	…7
4. 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合	…10
5. 申告書及び申告書に添付する別表等	…12
6. 電気供給業の法人事業税に関する Q&A	…14

<用語の略称>

本書において使用する法令等の略称は、次のとおりとします。

略 称	省略された法令等の名称
法	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
政令	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）
省令	地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）
基本通達	地方税法の施行に関する取扱いについて（平成 10 年 4 月 1 日税第 79 号）
取扱通知	地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号）

1. 電気供給業を行う法人に係る法人事業税の概要

【電気供給業の定義】

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。電気事業法に基づく許可等を要する電気事業者であるか否かは問いません。実際に電気を供給している実態があれば電気供給業者となります。（基本通達 第3章4の9の2）

したがって、電力会社が行う電気供給業ばかりでなく、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーにより電気供給を行う場合も電気供給業に該当します。

電気供給業に係る法人事業税は、収入金額に対して課税される「収入金額課税」となります。

ただし、令和2年度税制改正によって令和2年4月1日以後開始事業年度においては、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う場合、収入割と併せて、当該事業年度に係る所得金額を課税標準とする所得割を申告することになります。

なお、上記法人のうち資本金又は出資金の額が1億円を超える法人は、所得割に代えて付加価値割と資本割を申告することになります。（法第72条の2、72条の12）

地方税法において定められる電気供給業の区分は次のとおりです。

●表1 地方税法に定める電気供給業

事業区分	規定条項	種 別	概 要	【参考】電気事業法上の電気事業の種別
A 収入金額課税事業 (送配電事業)	法第72条の2 第1項第2号 2号事業	① 一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業	一般送配電事業
		② 送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業	送電事業
		③ 送電事業に準ずるもの	②の規模要件に満たないもの	
		④ 配電事業	電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業	配電事業
		⑤ 特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業	特定送配電事業
B 収入金額等課税事業 (小売電気事業等・ 発電事業等及び特 定卸供給事業)	法第72条の2 第1項第3号 3号事業	⑥ 発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業	発電事業
		⑦ 発電事業に準ずるもの	⑤の規模要件に満たないもの 他の者に供給するための電気を発電するもの	
		⑧ 小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業	小売電気事業
		⑨ 小売電気事業に準ずるもの	他の者に電気を供給するもの（①～⑧、⑩に該当する部分を除く）	
		⑩ 特定卸供給事業	電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業	特定卸供給事業

令和２年度税制改正後の申告における課税方式は次のとおりです。

●表２ 事業区分による申告内容

事業区分	法人種類	課税方式	
		令和２年度税制改正後 令和２年４月１日以後開始事業年度	令和２年度 税制改正前
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業以外) 【表１の事業区分Ａ】		収入割 → ２(１)参照 ３ページ	収入割
電気供給業 (小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業) 【表１の事業区分Ｂ】	(外形標準課税対象法人) 資本金又は出資金の額が １億円を 超える 普通法人 ※１、※２、※３	付加価値割 → ２(３)参照 ５ページ	
		資本割 → ２(４)参照 ６ページ	
		収入割 → ２(１)参照 ３ページ	
	資本金又は出資金の額が １億円 以下 の普通法人 ※２、※３	所得割 → ２(２)参照 ５ページ	
		収入割 → ２(１)参照 ３ページ	

※１ 特定目的会社、投資法人、一般社団、一般財団法人は除きます。

※２ 資本金の額又は出資金の額が１億円を超えるか否かの判定は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては、事業年度開始の日から６月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。（法第７２条の２第２項）

※３ 令和７年４月１日以後開始する事業年度については、外形標準課税の対象法人が拡大されます。詳細は神奈川県ホームページをご確認ください。

[税率については神奈川県ホームページ掲載の税率表をご覧ください。](#)

県税便利帳

検索



2. 課税標準額の計算方法

(1) 収入割の課税標準である収入金額の計算

収入割の課税標準額
となる収入金額

=

① 収入すべき
金額の総額

—

② 控除すべき
金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む。）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定による交付金及び賦課金に係る収入、事業税相当分の加算料金等、原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。（基本通達第3章4の9の2）

① 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（基本通達第3章4の9の1）

- ア 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額を、その貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（基本通達第3章4の9の1）
- イ 料金と合わせて収入する消費税（地方消費税を含む）の金額は、収入金額に含めません。
- ウ 消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費者の支払うべき額と判断されるため、その額を収入金額として算定します。
- エ 消費税に係る還付金は、費用たる消費税が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額に含みません。なお、還付加算金については、収入すべき金額に計上するとともに、控除される金額として計上してください。
- オ 消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額（益税）は、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。
- カ 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（基本通達第3章4の9の3）

② 控除すべき金額

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法第 72 条の 24 の 2 第 1 項）

イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気事業法第 28 条の 40 第 2 項第 1 号の交付金（令和 3 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用）、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（※）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条の賦課金（政令第 22 条）

他の電気供給業を行う法人から非 F I T 非化石証書を購入した場合であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 2 年 4 月 1 日以後終了事業年度に適用）（政令第 22 条、省令第 4 条の 2 の 2）

ウ 収入金額に類するものとして総務大臣が指定したもの（政令第 22 条第 12 号）

損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（昭和 30 年 8 月 10 日自治庁告示第 29 号）

受電設備を新しく取り換える場合等において、需用者から収納する金額（昭和 34 年 11 月 7 日自治庁告示第 46 号）

原子力発電所の共同研究に要する施設等の費用分担金として収納する金額（昭和 42 年 3 月 17 日自治省告示第 55 号）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する特別資金援助に係る資金交付の額（平成 23 年 8 月 10 日総務省告示第 379 号）

【以下は時限的な控除規定】

エ 法附則 9 条 8 項各号に掲げるもの（以下のとおり）（法附則第 9 条第 8 項）

一 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行うときの以下の金額

- ・ 収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（平成 12 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号イ）
- ・ 収入金額に対する事業税を課される発電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号ロ）
- ・ 収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金に相当する額を支払っている収入金額に対する事業税を課されない発電事業等を行う者に対して託送供給に係る料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額（令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第 6 条の 2 第 2 項第 1 号ハ）

一の二 発電事業等を行う法人が、自らの発電等用電気工作物と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業等を行う法人の電線路とを電氣的に接続する場合の、託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）として当該一般送配電事業等を行う法人に対し

て支払うべき金額に相当する収入金額（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第6条の2第2項第1号の2）

一の三 特定送配電事業を行う法人が、自らの電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の電線路とを電氣的に接続する場合の、託送供給に係る料金として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第6条の2第2項第1号の3）

二 配電事業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い配電事業に係る定期支払額として当該一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第6条の2第2項第2号、省令附則第2条の7の2）

三 一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行い当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額として支払うべき金額に相当する収入金額（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（政令附則第6条の2第2項第3号、省令附則第2条の7の2）

オ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第9条第19項、政令附則第6条の2第8項）

カ 卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第9条第20項、政令附則第6条の2第9項）

キ 特定取引を行う場合において、特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額（平成31年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第9条第21項、政令附則第6条の2第10項、省令附則第2条の8）

ク 一般送配電事業者の収入金額のうち、一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第9条第22項、政令附則第6条の2第11項、省令附則第2条の9）

ケ 広域的運営推進機関に対して電気事業法第28条の40第1項第5号に掲げる業務に係る対価を支払い、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課されている他の法人に対して当該対価を原資として支払いをした場合の、広域的運営推進機関に対して支払うべき金額に相当する収入金額（令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）（法附則第9条第25項、政令附則第6条の2第13項、省令附則第2条の11、令和6年経済産業省告示第六十五号）

※ 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（基本通達第3章4の9の6）

(2) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業に係る所得割の課税標準である所得金額の計算

所得割の課税標準
額となる所得金額

=

益金額

—

損金額

益金から損金を差し引いて算出した各事業年度の所得を課税標準とします。法人税の課税標準である所得の計算の例により算定しますが、地方税法等の法令において特別の定めが存在する場合があります。

(3) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業に係る付加価値割の課税標準である付加価値額の計算

$$\text{付加価値額} = \text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料} \pm \text{単年度損益}$$

課税標準となる各事業年度の付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（＝収益配分額）と各事業年度の単年度損益の合計額です（法第 72 条の 14）。外形標準課税対象法人の課税標準である付加価値額と同様の計算方法になります。

【付加価値額の計算方法の具体的な一例】

付加価値額積算表

事業年度	年 月 日	人 名	金額	金額	金額
15,000,000					
300,000,000					
1,500,000					
250,000					
316,750,000					
30,000,000					
30,000,000					
800,000					

記載例

- 第 6 号様式別表 5 の 3
（報酬給与額に関する明細書）
 - 第 6 号様式別表 5 の 4
（純支払利子に関する明細書）
 - 第 6 号様式別表 5 の 5
（純支払賃借料に関する明細書）
- 等の別表を作成
※この他にも別表が必要な場合があります。

- 第 6 号様式別表 5 の 2
（付加価値額及び資本金等の額の計算書）を作成

- 申告書第 6 号様式
（その 2）の付加価値額欄
へ記載

「付加価値額積算表」（任意様式）を作成
※この表は「県税便利帳」でダウンロード可能です。

(4) 小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業に係る資本割の課税標準である資本金等の額の計算

資本割の課税標準となる各事業年度の「資本金等の額」は、各事業年度終了の日における法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額となります。

なお、無償増資又は無償減資等が行われ、法第 72 条の 21 の規定に該当する場合には、「資本金等の額」はこれらの調整後の額となります。また無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の資本金等の額が、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額が、その事業年度の「資本金等の額」となります。

3. 電気供給業以外の事業を併せて行う場合

原則	収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業)、収入金額課税事業(送配電事業)所得等課税事業(その他の事業)の各事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額を申告します。(※1) (基本通達第3章4の9の9前段)
例外	従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の「軽微なもの」(※2)であり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式によって課税標準額及び税額を計算し、申告して差し支えありません。(基本通達第3章4の9の9後段)

- ※1 複数の事業を併せて行っている場合において各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分し、各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定してください。(基本通達第3章4の9の5)
- ※2 「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。(取扱通知第3章4の9の9後段)

(1) 所得割の区分計算について

損益計算書、法人税別表四、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また、各事業部門の共通収入金額又は共通経費については、各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によりあん分した額によって、所得課税部門の課税標準となる所得金額もしくは欠損金額を計算してください。(基本通達第3章4の9の5)

- ※1 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常、共通の経費として扱います。
- ※2 法人税申告書別表四の税務上の加算・減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。
- ※3 最も妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合(例:営業外収益や特別利益などに計上されている等)には、当該金額も売上金額に含めた上であん分計算を行ってください。
- ※4 あん分基準に用いる数値は、税務上の加算・減算、修正申告又は、更正決定等により変動する場合がありますので、変動後の額に対応させてください(例:売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において売上金額の税務上の加算・減算があった場合など)。
- ※5 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当ではありませんのでご留意願います。

(2) 収入割の区分計算について

(1) の所得割の区分計算と同様の方法により各事業部門ごとに区分した収入金額に基づき、収入金額課税事業（送配電事業＝2号事業）及び収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業＝3号事業）の課税標準となる収入金額を計算してください。
（基本通達第3章4の9の5）

(3) 付加価値割の区分計算について

(1) の所得割の区分計算と同様の方法により各事業部門ごとに区分した収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）及び単年度損益に基づき、課税標準となる付加価値額を計算してください。

(4) 資本割の区分計算について

① 所得等課税事業と収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業＝3号事業)とを併せて行う場合

所得等課税事業と収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等及び特定卸供給事業＝3号事業）とを併せて行う場合については課税標準である資本金等の額を、それぞれの事業に従事する従業者数であん分して計算します。（政令第20条の2の26第6項）

●第6号様式別表5の2（付加価値額及び資本金等の額の計算書）の㉑欄「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数」及び㉒欄「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数」にそれぞれ従業者数を記入し、それらに基づきあん分後の㉔欄「課税標準となる資本金等の額」を算定します。

第6号様式別表5の2（提出用） （用紙：日本産業規格A4・ローズ色） （第6号様式別表5の2）	
※ 処理事項	整理番号 事務所 管理番号 申告区分
法人番号	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業年度	第1号 第3号に掲げる事業 第4号
計算書（法第72条の2第1項）	
資本金等の額の計算	
資本金等の額	㉑ 高 十 百 千 円
当該事業年度の月数	㉒ 月
㉑×㉒	㉓ 高 十 百 千 円
控除額計	㉔ 高 十 百 千 円
差引	㉕ 高 十 百 千 円
㉕のうち1,000億円以下の金額	㉖ 高 十 百 千 円
(㉕のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額)×50/100	㉗ 高 十 百 千 円
(㉕のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額)×25/100	㉘ 高 十 百 千 円
仮計	㉙ 高 十 百 千 円
国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉚
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉛
国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㉜
計	㉝ 高 十 百 千 円
課税標準となる資本金等の額	㉞ 高 十 百 千 円

② 収入金額課税事業(送配電事業・ガス供給業・保険業等＝2号事業)とそれ以外の事業を併せて行う場合

所得等課税事業（その他の事業＝1号事業）又は収入金額等課税事業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業＝3号事業）と収入金額課税事業（送配電事業・ガス供給業・保険業等＝2号事業）とを併せて行う場合は資本金等の額に、収入金額課税事業以外の事業に係る従業者数を乗じて得た額を総従業者数で除して収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額を計算します。（政令第20条の2の26第1項）

資本金等の額に関する計算書									
1. 内国法人の資本金等の額に関する計算									
収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3②又は③、⑤若しくは⑥	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数	④	

●第6号様式別表5の2の3（資本金等の額に関する計算書）

①欄「資本金等の額」× ③欄「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数」÷ ④「期末の総従業者数」

③ 資本割の従業者数あん分を行う場合の従業者数について(基本通達第3章4の6の10)

- 従業者には事業所等において使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート、アルバイト等の名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て）が該当します。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者として取扱います。
 - ・派遣労働者→派遣先法人（派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）
 - ・出向者→出向先（出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）
- 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたって本来勤務すべき事業所等に勤務しない者は従業者に含めません。
- 従業者数とは事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業に係る従業者数のことをいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事業所等における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者の2分の1の加算等）は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業又は収入金額等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によりあん分してください（この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人としします）。

4. 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

分割基準の異なる事業を併せて行う法人は、主たる事業の分割基準によって課税標準を分割してください。（法第72条の48第8項）

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し、主たる事業を判定してください。（基本通達第3章9の11）

※ なお、鉄道事業又は軌道事業を併せて行う場合には、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業について定められた分割基準により課税標準額を分割し、それらの事業以外の事業に係る部分については主たる事業を判定した上で、その分割基準により課税標準額を分割してください。（法第72条の48第11項）

(1) 主たる事業が電気供給業である場合の分割基準

事業の種類		分割基準
電 気 供 給 業	小売電気事業等	課税標準の1/2：事務所等の数 課税標準の1/2：従業員の数
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業	【発電所に接続する電線路(※1)がある場合】 課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の送電容量（キロワット） 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額(※2) 【発電所に接続する電線路がない場合】 課税標準額の総額：事務所等の固定資産の価額
	発電事業等 及び特定卸供給事業	【発電所の用に供する固定資産がある場合】 課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額 【発電所の用に供する固定資産がない場合】 課税標準の総額：事務所等の固定資産の価額

※1 電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所の発電用電気工作物と電氣的に接続している電線路（専ら通信に用いられるものは除きます）のことであり、電圧が66キロボルト以上（性能容量であり、運用上の容量ではありません）のものです。電力の容量は事業年度終了の日現在の数値（キロワット）を用います。（省令第6条の2第2項、取扱通知第3章9の4、9の5）

※2 固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額とします。（法第72条の48第4項第3号、省令第6条の2の2第4項、基本通達第3章9の7）

(2) 主たる事業が電気供給業以外である場合の分割基準

事業の種類	法人事業税の分割基準	備 考
非製造業	課税標準の 1 / 2 : 事務所等の数	事務所数とは、事業年度に属する各月の末日現在における事務所の数を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日における事務所の数）となります。（法第72条の48第4項第2号）
	課税標準の 1 / 2 : 従業者の数	
製造業	従 業 者 の 数	従業者数とは、事業年度終了の日現在における従業者の数となります。 ただし、資本金又は出資金 1 億円以上の法人は、工場の従業者数に当該従業者数（奇数である場合には、当該従業者数に 1 を加えた数値となります。）の 2 分の 1 に相当する数を加えた数値となります。（法第72条の48第4項第1号）

5. 申告書及び申告書に添付する別表等

(1)確定申告、仮決算による中間申告、修正申告(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

- ◎→全ての法人に提出をお願いしている書類
○→該当する法人に提出をお願いしている書類
●→課税方式の異なる事業ごとにそれぞれ提出が必要となる書類

様式種別	様式名称	法 人 の 分 類							
		㊦ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業（3号事業）を行う法人 / 1号事業又は2号事業と3号事業とを併せて行う法人 / 1号事業、2号事業及び3号事業を併せて行う法人 ※4						㊧ 電気供給業のうち送配電事業（2号事業）を行う法人 （左記㊦の法人は除く）※8	
		（外形標準課税対象法人） 資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える普通法人※5※9			左記以外の法人 ※9				
		本県分割法人 ※6	他府県分割法人 ※7	課税方式が異なる事業ごと提出が必要なもの	本県分割法人 ※6	他府県分割法人 ※7	課税方式が異なる事業ごと提出が必要なもの	本県分割法人 ※6	他府県分割法人 ※7
第6号様式	道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書							◎	◎
第6号様式（その2） ※1	道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書	◎	◎		◎	◎			
第6号様式別表5	所得金額に関する計算書	◎	◎	●	◎	◎	●		
第6号様式別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	◎	◎	●					
第6号様式別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	○	○	●					
第6号様式別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	○	○						
第6号様式別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	○	○						
第6号様式別表5の3	報酬給与額に関する明細書	◎		●					
第6号様式別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	○		●					
第6号様式別表5の4	純支払利子に関する明細書	◎		●					
第6号様式別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	◎		●					
第6号様式別表6	収入金額に関する計算書	◎	◎	●	◎	◎	●	◎	◎
第6号様式別表9	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書	○	○	●	○	○	●		
第6号様式別表14	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書	○	○		○	○		○	○
第10号様式	課税標準の分割に関する明細書	○	○	●	○	○	●	○	○
添付書類	貸借対照表・損益計算書 ※3	◎	◎		◎	◎		◎	◎
	法人税施行規則別表4	◎			◎			◎	
	法人税に係る勘定科目内訳明細書⑩（雑益・雑損失等の内訳書）	◎			◎			◎	

- ※1 当該様式には「所得金額の計算の内訳」欄がありませんので所得の計算や単年度損益の計算を行う場合は「第6号様式別表5」を使用してください。
- ※2 収入金課税事業(2号事業)を併せて行う法人は、これらの明細書には、収入金課税分を含めずに記載してください。
- ※3 令和2年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税の電子申告(e-Tax)でこれら添付書類を申告書と併せて提出した場合には、法人事業税の申告においても提出したものとみなされます。
- ※4 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(3号事業)以外の事業を併せて行い区分計算により申告する場合には、区分計算書(任意書式)の添付をしてください。
- ※5 特定目的会社、投資法人、一般社団法人・一般財団法人は除きます。
- ※6 「本県分割法人」とは、神奈川県に所在する事業所等が主たる事業所等である場合をいいます。(神奈川県に本店所在地がある場合等)
- ※7 「他府県分割法人」とは、神奈川県に所在する事業所が主たる事業所等でない場合をいいます。(他の都道府県に本店所在地がある場合等)
- ※8 送配電事業(2号事業)以外の事業を併せて行い区分計算により申告する場合には、区分計算書(任意書式)の添付をください。
- ※9 令和7年4月1日以後開始する事業年度については、外形標準課税の対象法人が拡大されます。詳細は神奈川県ホームページをご確認ください。
- 注) この他にも必要に応じ、関係書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 予定申告(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

◎➡全ての法人にも提出義務がある書類

様式種別	様式名称	法人の分類			
		A 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業(3号事業)を行う法人/1号事業又は2号事業と3号事業とを併せて行う法人/1号事業、2号事業及び3号事業を併せて行う法人		B 電気供給業のうち送配電事業(2号事業)を行う法人 (左記Aの法人は除く)	
		本県分割法人	他府県分割法人	本県分割法人	他府県分割法人
第6号の3様式	道府県民税・事業税・特別法人事業税の予定申告書			◎	◎
第6号の3様式(その2)	道府県民税・事業税・特別法人事業税の予定申告書	◎	◎		



6. 電気供給業の法人事業税に関する Q&A

Q 1 平成 28 年 4 月 1 日から電力の小売全面自由化が開始となりました。当社は経済産業大臣の登録を受けて一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 2 当社は発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 3 自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか。

A 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 4 電気供給業を行う予定ですが、まだ準備段階で実際に電気の供給を行っていない事業年度の課税はどうなりますか。

A 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」に該当しないため、所得割（資本金 1 億円超の法人の場合は、所得割、付加価値割及び資本割）により申告してください。

Q 5 中間（予定）申告は必要ですか。

A 収入割を申告する法人で事業年度が 6 月を超える法人は、法人事業税・特別法人事業税については必ず中間申告（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をする必要があります。（法第 72 条の 26 第 8 項ただし書）

Q 6 納付済みの税金が過大となったため、本税に係る還付金と還付加算金を受け取った場合、「収入金に関する明細書」においてどのように取扱いすればよいですか。

A 本税に係る還付金は、納付額が過大であることから払い戻されたものであり、収入金の総額には含まれ

ませんが、この還付金に加算される還付加算金については、受取利息に該当しますので収入金の総額に計上したうえで、控除される金額にも計上してください。

Q 7 無人の発電設備のみが所在し、事務所又は事業所が所在しない県がありますが、この県にはどのように申告すべきですか。

A 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しないため、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。（基本通達第1章6）

Q 8 新たに電気供給業を開始しましたが、届出書の提出は必要ですか。

A 事業の変更は届出事項ですので、電気供給業を開始した旨を、[法人の事業年度・納税地・その他の変更・異動届出書](#)に記入の上、所管の県税事務所に提出してください。

Q 9 所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、所得等課税事業の所得割に係る繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか。

A そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金額（又は個別欠損金額）のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

令和2年4月1日以後開始事業年度において、小売電気事業等・発電事業等を行い期末の資本金の額が1億円以下の場合、収入割と所得割の合算により課税になりますが、小売電気事業等・発電事業等に係る所得金額から、所得等課税事業に係る繰越欠損金を控除することはできません。それぞれの事業毎に控除することになります。

Q10 令和2年4月1日以後開始事業年度において、小売電気事業等・発電事業等を行い期末の資本金の額が1億円以下の場合における所得割について、欠損金額が生じた場合、繰越控除できますか。

A 小売電気事業等・発電事業等に係る所得割において欠損金額が発生した場合、翌事業年度以後の小売電気事業等・発電事業等に係る所得金額から控除することができます。

資本金の額が1億円超になった場合には、所得割がありませんので控除することができません。ただし、資本金の額が1億円以下になった場合は所得割の対象となり、繰越期間に応じて控除することができます。

所得計算に係る経過措置について

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が令和2年度税制改正に係る新方式により小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなします。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第6条第2項）

したがって、新方式適用前の事業年度において青色申告で所得が欠損の場合には、法人税申告と同様の計算方法により申告があったものとみなされ、欠損金については翌期繰越があったものとなり（繰越欠損金による所得の控除も行われたものとします）、令和2年4月1日以後に開始する事業年度における所得から控除することになります。

